

冬季食中毒注意報発令事務取扱要領

平成25年12月2日5生第579号
各保健所長宛生活衛生課長通知
一部改正平成29年10月19日9生第528号
一部改正令和元年10月30日元生第689号
一部改正令和3年10月27日3生第587号
一部改正令和5年3月29日5生第234号
一部改正令和8年9月25日8生第444号

第1 目 的

この要領は、感染性胃腸炎の患者数が増加し、食中毒の多発が予想される時期に、冬季食中毒注意報(以下「注意報」という。)を発令し、府民や食品取扱い業者等に対し、従事者の健康管理、食品の取扱い等、食品衛生に関する注意を喚起し、食中毒の発生を未然に防止することを目的とする。

第2 注意報の発令

文化生活部長は、毎年11月1日から翌年3月31日までの間において、原則として次の各号の一に該当する場合、府内全域を対象に注意報を発令するものとする。

- (1) 府北部地域又は府南部地域のどちらかの地域において、感染性胃腸炎の定点当たりの患者報告数が10人を超えたとき。

〔 ・府北部地域：中丹西・中丹東・丹後保健所管内
・府南部地域：京都市内・乙訓・山城北・山城南・南丹保健所管内 〕

- (2) 府内全域において、同一週に食中毒事件が2件以上発生した場合等、食品衛生に関する注意を喚起し、食品による危害の発生を未然に防止する必要があると認められるとき。

第3 注意報の周知徹底

文化生活部長は、注意報の発令と同時に保健所長等に対し、別表に定める連絡系統に従い、電話等により通知するものとする。

- 1 保健所長は、前項の通知を受けたときは、直ちに関係機関に対しその旨を連絡し、注意を喚起すると共に、食品関係施設や府民への広報啓発活動を行うものとする。
- 2 保健所長は、市町村に対し注意報の発令期間中、食中毒防止に関する広報啓発活動を行うよう要請するものとする。
- 3 文化生活部長及び保健所長は、注意報発令の周知を図るため、報道機関の協力を得て、広報を行うものとする。

第4 情報等の収集及び記録

- 1 文化生活部長は、京都府内の感染性胃腸炎報告数の情報を収集するものとする。
なお、当該情報は感染症予防・対策課において前週分が取りまとめられている。
- 2 文化生活部長は、前項により収集した情報を別記第1号様式により記録するものとする。

第5 施行期日

この要領は、平成25年12月2日から施行する。

別表 注意報発令時の連絡系統

文化生活部 (生活衛生課)	京都府知事直轄組織(広報課)	報道機関
	京都府保健所	市町村
	京都府教育庁指導部(保健体育課)	公立学校給食施設等
	文教課	私立学校給食施設等
	京都府健康福祉部	
	(こども・子育て総合支援室)	保育所
	(地域福祉推進課)	保護施設
	(高齢者支援課)	高齢者福祉施設
	(障害者支援課)	障害者支援施設等
	(家庭・青少年支援課)	児童福祉施設
	(医療課)	医療施設
	(健康対策課)	
	(感染症予防・対策課)	
	(保健環境研究所)	
	京都府農林水産部(農政課)	
	(公社)京都府食品衛生協会	食品施設等
	京都市	

別記第 1 号様式

感染性胃腸炎の定点当たり報告数（ 年第 週： 月 日～ 月 日）

京都府南部地域		定点当たり . 人	
		/ （報告数の合計／定点数の合計）	
保健所名		報告数（人）	定点数
京 都 市	北・左京		
	上京・中京・下京		
	東山・山科		
	南・伏見		
	右京・西京		
乙 訓			
山城北			
山城南			
南 丹			
京都府北部地域		定点当たり . 人	
		/ （報告数の合計／定点数の合計）	
保健所名		報告数（人）	定点数
中丹西			
中丹東			
丹後			